

# ○国立大学法人埼玉大学教職員の懲戒等に関する規則

〔令和5年9月7日〕  
規則第24号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
  - 第2章 懲戒処分の審査、決定及び効力等
    - 第1節 大学教員（第5条－第21条）
    - 第2節 事務職員等（第22条－第38条）
  - 第3章 降任及び解雇（第39条・第40条）
  - 第4章 雑則（第41条・第42条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員（国立大学法人埼玉大学教育学部附属学校教員の懲戒等に関する規則の適用を受ける者を除く。以下同じ。）の懲戒、降任及び解雇に関し、必要な事項を定める。

（定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「懲戒」とは、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第44条に規定する懲戒解雇、諭旨解雇、停職、出勤停止、減給及び戒告をいう。
- (2) 「降任」とは、就業規則第11条に規定する降任をいう。
- (3) 「解雇」とは、就業規則第24条第1項、国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則（以下「非常勤教職員就業規則」という。）第10条第2項第1号から第3号まで及び国立大学法人埼玉大学特定有期雇用教職員就業規則（以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）第18条第2項第1号から第3号までに規定する解雇をいう。
- (4) 「大学教員」とは、就業規則の適用を受ける教員のうち、教授、准教授、講師及び助教、非常勤教職員就業規則の適用を受ける非常勤講師（附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に勤務する非常勤講師を除く。）並びに特定有期雇用教職員就業規則の適用を受ける特定プロジェクト教員及び特定教員をいう。

(5) 「事務職員等」とは、就業規則の適用を受ける職員、非常勤教職員就業規則の適用を受ける教職員（非常勤講師を除く。）並びに特定有期雇用教職員就業規則の適用を受ける特定プロジェクト研究員及び特定プロジェクト職員をいう。

（懲戒の原則）

**第3条** 教職員は、就業規則第45条各号に掲げるいずれかの事由に該当しない限り、懲戒処分に付されることはない。

2 教職員は、同一の行為について、重ねて懲戒処分を受けることはない。

（懲戒の基準）

**第4条** 懲戒の種類の設定に当たっては、別に定める国立大学法人埼玉大学における懲戒処分の基準によるものとする。

## 第2章 懲戒処分の審査、決定及び効力等

### 第1節 大学教員

（大学教員の懲戒）

**第5条** 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部（以下「研究科等」という。）の長は、当該研究科等に所属する大学教員が就業規則第45条各号に掲げるいずれかの事由に該当する行為があったと思料するときは、当該研究科等内で十分調査を行った上で、学長に報告しなければならない。

（教育研究評議会への付議）

**第6条** 学長は、前条第2項の規定による報告を受け、懲戒の事由に該当する事実があったと認められる場合は、教育研究評議会に当該大学教員に係る懲戒処分の審査を付議するものとする。

**第7条** 教育研究評議会は、前条の規定による付議があったときは、速やかに当該大学教員の懲戒処分について審査しなければならない。

2 教育研究評議会は、前項に規定する審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

（予備審査委員会の設置）

**第8条** 教育研究評議会は、必要があると認めるときは、予備審査委員会を設置し、事実関係の調査及びその審査等に当たらせることができる。

2 前項の予備審査委員会は、評議員5人以上をもって組織し、互選により委員長を置くものとする。

3 前項に定めるもののほか、教育研究評議会が必要と認めるときは、本学の教職員及び学外有識者のうちから、教育研究評議会が指名する者を予備審査委員

会の調査等を行う構成員として加えることができる。

- 4 予備審査委員会は、必要があると認めるときは、審査を受ける大学教員及び参考人の出頭を求め、又はその意見を聴くことができる。
- 5 予備審査委員会は、国立大学法人埼玉大学ハラスメントの防止等に関する規則で定めるハラスメント防止委員会(以下「ハラスメント防止委員会」という。)又は国立大学法人埼玉大学公益通報者保護規則で定める調査委員会(以下「公益通報調査委員会」という。)等において、既に当該事案について調査が行われている場合は、その調査結果に基づき審査等を行うことができるものとする。
- 6 予備審査委員会の委員長は、第1項の調査及びその審査等の結果について、書面により教育研究評議会に報告するものとする。

(当該大学教員に対する審査説明書の交付)

**第9条** 教育研究評議会が第7条の規定による審査の結果、懲戒処分を行う必要があるとの結論を得たときは、教育研究評議会は当該大学教員に対し審査説明書(別記様式第1-1号)を交付しなければならない。

2 審査説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査を受ける者の氏名、所属部局、職名及び職務の級
- (2) 予定される処分の種類及び程度
- (3) 根拠法規
- (4) 審査の理由
- (5) 審査をすることを決定した年月日
- (6) 教育研究評議会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨及びその請求期間

(陳述機会の付与)

**第10条** 審査を受ける大学教員が前条の審査説明書を受領した後、14日以内に請求した場合、当該大学教員に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えるものとする。

2 審査を受ける大学教員が前項の規定により陳述の機会を与えられることを請求するときは、陳述請求書(別記様式第2-1号)正副各1通を教育研究評議会に提出しなければならない。

3 陳述請求書には、次に掲げる事項を記載し、審査を受ける大学教員が署名、押印しなければならない。

- (1) 請求の事由
- (2) 陳述の方法
- (3) 参考人の要否

4 請求の事由には、審査説明書に対する不服の事由を記載しなければならない。

5 陳述の方法には、口頭又は書面のいずれによるかを選択して記載しなければならない。

ならない。

6 参考人を要請するときは、その氏名、職業又は職名、住所及び参考人を必要とする理由を記載しなければならない。

7 陳述請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

(陳述請求書の変更等)

**第 1 1 条** 前条第 2 項の規定により陳述請求書を提出した大学教員(以下この節において「請求者」という。)は、同条第 3 項各号に掲げる事項の記載を変更しようとするときは、遅滞なく書面をもって教育研究評議会に届け出なければならない。

2 請求者は、その事案に関する教育研究評議会の審査が終了するまでの間において、請求を取り下げることができる。

3 前項の規定による取下げは、書面をもって教育研究評議会に申し出なければならない。

(陳述方法等の決定及び通知)

**第 1 2 条** 教育研究評議会は、陳述請求書を受理したときは、その措置を決定し、審査を行う日の 5 日前までに請求者に対して、必要と認められる事項を通知するものとする。

2 請求者が行う陳述の方法は、日時等請求者の希望その他の事情を考慮して教育研究評議会が決定する。

3 教育研究評議会は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取するものとする。

4 参考人の採否並びに人数及びその陳述の時間は、教育研究評議会が決定する。

(陳述)

**第 1 3 条** 請求者は、口頭陳述の機会が与えられたときは、教育研究評議会が指定した日時及び場所に出頭し、又は書面陳述の機会が与えられたときは、教育研究評議会が指定した期日までに陳述書を提出しなければならない。

2 陳述書の訂正又は変更は、書面によらなければならない。

3 請求者が正当な事由なく、第 1 項の日時及び場所に出頭せず、又は同項の期日までに陳述書を提出しないときは、陳述する機会を放棄したものとみなす。

(再調査)

**第 1 4 条** 教育研究評議会は、必要があると認めるときは、予備審査委員会に対し、改めて事実の調査に当たらせることができる。

2 予備審査委員会は、必要があると認めるときは、審査を受ける大学教員及び参考人の出頭を求め、又はその意見を聴くことができる。

(審査)

**第 1 5 条** 教育研究評議会は、請求者及び参考人の陳述、関係書類その他の事実

及び資料を検討して審査の結果を決定する。

2 議決は、無記名投票によるものとする。

3 教育研究評議会の会議は、非公開とする。

(処分の決定)

**第16条** 学長は、教育研究評議会から懲戒処分を要する旨の報告を受けた場合には、教育研究評議会の審査結果を尊重し、役員会の議に付した上で、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分)

**第17条** 懲戒処分は、処分を受ける大学教員に対して、学長が懲戒処分書(別記様式第3号)及び処分説明書(別記様式第4号)を交付して行う。

(懲戒処分の効力)

**第18条** 懲戒処分の効力は、懲戒処分書の交付を受けるべき大学教員に対して交付したときに発生するものとする。

2 前条に規定する文書の交付は、これを受けるべき大学教員の所在を知ることができない場合においては、公示送達によることをもってこれに替えるものとし、簡易裁判所の掲示板への掲示について官報及び新聞に掲載等された日から14日を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の期間)

**第19条** 懲戒処分の期間は、原則、効力が発生した日の翌日から起算する。

(所属長への通知)

**第20条** 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該大学教員が所属する研究科等の長に通知しなければならない。

(秘密の保持)

**第21条** 教育研究評議会の評議員、予備審査委員会の委員及び関係教職員等は、懲戒処分に係る調査及び審査の手續の過程において、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。評議員、委員又は教職員等でなくなった後も同様とする。

## 第2節 事務職員等

(事務職員等の懲戒)

**第22条** 事務職員等は、役員会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 監査室、学長室及び事務局の各部課(以下「部等」という。)、総合技術支援センター(以下「センター」という。)並びに研究科等の長(参事室にあっては、事務局長。以下同じ。)は、当該部等、センター又は研究科等に所属する事務職員等が就業規則第45条各号に掲げるいずれかの事由に該当する行為があったと思料するときは、当該部等、センター又は研究科等内で十分調査を行

った上で、学長に報告しなければならない。この場合において、部等の長にあつては事務局長に、センターの長にあつては研究機構長に報告の上、学長に報告するものとする。

(役員会への付議)

**第 2 3 条** 学長は、前条第 2 項の規定による報告を受け、懲戒の事由に該当する事実があつたと認められる場合は、役員会に当該事務職員等に係る懲戒処分の審査を付議するものとする。

**第 2 4 条** 役員会は、前条の規定による付議があつたときは、速やかに当該事務職員等の懲戒処分について審査しなければならない。

2 役員会は、前項に規定する審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

(予備審査委員会の設置)

**第 2 5 条** 役員会は、必要があると認めるときは、予備審査委員会を設置し、事実関係の調査及びその審査等に当たらせることができる。

2 前項の予備審査委員会は、役員 2 人以上をもって組織し、互選により委員長を置くものとする。

3 前項に定めるもののほか、役員会が必要と認めるときは、本学の教職員及び学外有識者のうちから、役員会が指名する者を予備審査委員会の調査等を行う構成員として加えることができる。

4 予備審査委員会は、必要があると認めるときは、審査を受ける事務職員等及び参考人の出頭を求め、又はその意見を聴くことができる。

5 予備審査委員会は、ハラスメント防止委員会又は公益通報調査委員会等において、既に当該事案について調査が行われている場合は、その調査結果に基づき審査等を行うことができるものとする。

6 予備審査委員会の委員長は、第 1 項の調査及びその審査等の結果について、書面により役員会に報告するものとする。

(当該事務職員等に対する審査説明書の交付)

**第 2 6 条** 役員会が第 24 条の規定による審査の結果、懲戒処分を行う必要があるとの結論を得たときは、役員会は当該事務職員等に対し審査説明書(別記様式第 1 - 2 号)を交付しなければならない。

2 審査説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査を受ける者の氏名、所属部局、職名及び職務の級
- (2) 予定される処分の種類及び程度
- (3) 根拠法規
- (4) 審査の理由
- (5) 審査をすることを決定した年月日

(6) 役員会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨及びその請求期間

(陳述機会の付与)

**第27条** 審査を受ける事務職員等が前条の審査説明書を受領した後、14日以内に請求した場合、当該事務職員等に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えるものとする。

2 審査を受ける事務職員等が前項の規定により陳述の機会を与えられることを請求するときは、陳述請求書(別記様式第2-2号)正副各1通を役員会に提出しなければならない。

3 陳述請求書には、次に掲げる事項を記載し、審査を受ける事務職員等が署名、押印しなければならない。

(1) 請求の事由

(2) 陳述の方法

(3) 参考人の要否

4 請求の事由には、審査説明書に対する不服の事由を記載しなければならない。

5 陳述の方法には、口頭又は書面のいずれによるかを選択して記載しなければならない。

6 参考人を要請するときは、その氏名、職業又は職名、住所及び参考人を必要とする理由を記載しなければならない。

7 陳述請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

(陳述請求書の変更等)

**第28条** 前条第2項の規定により陳述請求書を提出した事務職員等(以下この節において「請求者」という。)は、同条第3項に掲げる事項の記載を変更しようとするときは、遅滞なく書面をもって役員会に届け出なければならない。

2 請求者は、その事案に関する役員会の審査が終了するまでの間において、請求を取り下げることができる。

3 前項の規定による取下げは、書面をもって役員会に申し出なければならない。

(陳述方法等の決定及び通知)

**第29条** 役員会は、陳述請求書を受領したときは、その措置を決定し、審査を行う日の5日前までに請求者に対して、必要と認められる事項を通知するものとする。

2 請求者が行う陳述の方法は、日時等請求者の希望その他の事情を考慮して役員会が決定する。

3 役員会は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取するものとする。

4 参考人の採否並びに人数及びその陳述の時間は、役員会が決定する。

(陳述)

**第30条** 請求者は、口頭陳述の機会が与えられたときは、役員会が指定した日時及び場所に出頭し、又は書面陳述の機会が与えられたときは、役員会が指定した期日までに陳述書を提出しなければならない。

2 陳述書の訂正又は変更は、書面によらなければならない。

3 請求者が正当な事由なく、第1項の日時及び場所に出頭せず、又は同項の期日までに陳述書を提出しないときは、陳述する機会を放棄したものとみなす。

(再調査)

**第31条** 役員会は、必要があると認めるときは、予備審査委員会に対し、改めて事実の調査に当たらせることができる。

2 予備審査委員会は、必要があると認めるときは、審査を受ける事務職員等及び参考人の出頭を求め、又はその意見を聴くことができる。

(審査)

**第32条** 役員会は、請求者及び参考人の陳述、関係書類その他の事実及び資料を検討して審査の結果を決定する。

2 議決は、無記名投票によるものとする。

3 役員会の会議は、非公開とする。

(審査の決定要件)

**第33条** 役員会が懲戒処分に該当する事案について議決する場合には、国立大学法人埼玉大学役員会規則第4条第6項の規定にかかわらず、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(懲戒処分)

**第34条** 前条の審査の議決を経て学長が決定した懲戒処分は、処分を受ける事務職員等に対して、学長が懲戒処分書(別記様式第3号)及び処分説明書(別記様式第4号)を交付して行う。

(懲戒処分の効力)

**第35条** 懲戒処分の効力は、懲戒処分書の交付を受けるべき事務職員等に対して交付したときに発生するものとする。

2 前条に規定する文書の交付は、これを受けるべき事務職員等の所在を知ることができない場合においては、公示送達によることをもってこれに替えるものとし、簡易裁判所の掲示板への掲示について官報及び新聞に掲載等された日から14日を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の期間)

**第36条** 懲戒処分の期間は、原則、効力が発生した日の翌日から起算する。

(所属長への通知)

**第37条** 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該事務職員等が所属する当該



部等、センター又は研究科等の長及び事務局長又は研究機構長に通知しなければならない。

(秘密の保持)

**第 3 8 条** 役員会の構成員、予備審査委員会の委員及び関係教職員等は、懲戒処分に係る調査及び審査の手續の過程において、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。構成員、委員又は教職員等でなくなった後も同様とする。

### 第 3 章 降任及び解雇

(大学教員の降任及び解雇)

**第 3 9 条** 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

2 大学教員の降任又は解雇に係る調査及び審査の手續等については、第 5 条第 2 項、第 6 条から第 16 条まで、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「就業規則第 45 条各号」とあるのは「就業規則第 11 条各号又は就業規則第 24 条第 1 項各号、非常勤教職員就業規則第 10 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは特定有期雇用教職員就業規則第 18 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで」と、第 6 条中「懲戒」とあり、及び「懲戒処分」とあるのは「降任又は解雇」と、第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 16 条、第 20 条及び第 21 条中「懲戒処分」とあるのは「降任又は解雇」と読み替えるものとする。

(事務職員等の降任及び解雇)

**第 4 0 条** 事務職員等は、役員会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

2 事務職員等の降任又は解雇に係る調査及び審査の手續等については、第 22 条第 2 項、第 23 条から第 33 条まで、第 37 条及び第 38 条の規定を準用する。この場合において、第 22 条第 2 項中「就業規則第 45 条各号」とあるのは「就業規則第 11 条各号又は就業規則第 24 条第 1 項各号、非常勤教職員就業規則第 10 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは特定有期雇用教職員就業規則第 18 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで」と、第 23 条中「懲戒」とあり、及び「懲戒処分」とあるのは「降任又は解雇」と、第 24 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 33 条、第 37 条及び第 38 条中「懲戒処分」とあるのは「降任又は解雇」と読み替えるものとする。

### 第 4 章 雑則

(事務)

**第 4 1 条** 本規則に定める教育研究評議会及び教育研究評議会が設置する予備審査委員会並びに役員会及び役員会が設置する予備審査委員会に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

**第 4 2 条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、大学教員に係る必要な事項にあつては教育研究評議会が、事務職員等に係る必要な事項にあつては学長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 9 月 7 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第 45 条の各号に規定するものと同様の懲戒の事由に該当し、かつ、処分を受けていない場合には、この規則により懲戒処分を決定する。
- 3 次に掲げる規則等は、廃止する。
  - (1) 国立大学法人埼玉大学教員の採用・懲戒等に関する規則（平成 16 年規則第 112 号）
  - (2) 国立大学法人埼玉大学教育研究評議会が行う審査に関する規則（平成 16 年規則第 131 号）

(大学教員の場合)

別記様式第 1 - 1 号 (第 9 条関係)

## 審 査 説 明 書

(氏名)	(所属部局)
(職名)	(職務の級)
(予定される処分の種類及び程度)	(根拠法規)
(審査の理由)	
<p>教育研究評議会は、上記の事実があれば国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第 条第 項に該当するものと思料し、同規則第 条第 項による を相当と思料するので、国立大学法人埼玉大学教職員の懲戒等に関する規則第 9 条第 1 項の規定により審査説明書を交付します。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人埼玉大学教育研究評議会 印</p>	
(決定日付) 令和 年 月 日	(交付日付) 令和 年 月 日
(教示) 国立大学法人埼玉大学教職員の懲戒等に関する規則第 10 条第 1 項に基づき、この説明書を受領した後 14 日以内に教育研究評議会に対して請求した場合には、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。	

(大学教員の場合)

別記様式第2-1号 (第10条関係)

## 陳 述 請 求 書

(氏名)	(職名)
(請求の事由)	
(陳述の方法) 口頭陳述 書面陳述 を希望します。	
(参考人の要否) 別記(別紙様式による。)のとおり参考人を要請します。 参考人を要請しません。	
上記のとおり陳述します。 国立大学法人埼玉大学教育研究評議会 殿  令和 年 月 日  請求者 住 所 氏 名 ㊞	

(注)

- 1 「請求の事由」には、審査説明書に対する不服の事由を記入してください。
- 2 「陳述の方法」及び「参考人の要否」は、不要のものを消してください。
- 3 参考人を要請するときは、参考人の氏名、職業又は職名、住所及び参考人を必要とする理由を別記に記入してください。
- 4 この請求書に必要と認める資料を添付することができます。

別記

(参考人の氏名)	(参考人の職業又は職名)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	
(参考人の氏名)	(参考人の職業又は職名)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	

(事務職員等の場合)

別記様式第 1 - 2 号 (第 26 条関係)

## 審 査 説 明 書

(氏名)	(所属部局)
(職名)	(職務の級)
(予定される処分の種類及び程度)	(根拠法規)
(審査の理由)	
<p>役員会は、上記の事実があれば国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第 条第 項に該当するものと思料し、同規則第 条第 項による を相当と思料するので、国立大学法人埼玉大学教職員の懲戒等に関する規則第 26 条第 1 項の規定により審査説明書を交付します。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人埼玉大学役員会 印</p>	
(決定日付) 令和 年 月 日	(交付日付) 令和 年 月 日
(教示) 国立大学法人埼玉大学教職員の懲戒等に関する規則第 27 条第 1 項に基づき、この説明書を受領した後 14 日以内に役員会に対して請求した場合には、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。	

(事務職員等の場合)

別記様式第2-2号(第27条関係)

## 陳 述 請 求 書

(氏名)	(職名)
(請求の事由)	
(陳述の方法) 口頭陳述 書面陳述 を希望します。	
(参考人の要否) 別記(別紙様式による。)のとおり参考人を要請します。 参考人を要請しません。	
上記のとおり陳述します。 国立大学法人埼玉大学役員会 殿 令和 年 月 日 請求者 住 所 氏 名 ㊟	

(注)

- 1 「請求の事由」には、審査説明書に対する不服の事由を記入してください。
- 2 「陳述の方法」及び「参考人の要否」は、不要のものを消してください。
- 3 参考人を要請するときは、参考人の氏名、職業又は職名、住所及び参考人を必要とする理由を別記に記入してください。
- 4 この請求書に必要と認める資料を添付することができます。

別記

(参考人の氏名)	(参考人の職業又は職名)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	
(参考人の氏名)	(参考人の職業又は職名)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	



別記様式第3号（第17条、第34条関係）

懲戒処分書

(氏名)	(現職名及び職務の級)
(処分の内容)	
(発令年月日)  令和 年 月 日	(交付年月日)  令和 年 月 日
国立大学法人埼玉大学長	

別記様式第4号（第17条、第34条関係）

処 分 説 明 書

1. 処分者		
2. 被処分者		
所属部局	氏名（ふりがな）	
職名	級及び号給	
処分の内容		
処分発令日 令和 年 月 日	処分効力発生日 令和 年 月 日	処分説明書交付日 令和 年 月 日
根拠規定	処分の種類及び程度	
刑事裁判との関係 起訴日 令和 年 月 日		
(処分の理由)		